

平成19年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成19年3月11日（日曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議会運営委員会報告
- 第 2 平成19年度教育行政執行方針
- 第 3 一般質問
- 第 4 議案第28号 平成19年度中頓別町一般会計予算
- 第 5 議案第29号 平成19年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算
- 第 6 議案第30号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7 議案第31号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計予算
- 第 8 議案第32号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算
- 第 9 議案第33号 平成19年度中頓別町水道事業特別会計予算
- 第10 議案第34号 平成19年度中頓別町下水道事業特別会計予算
- 第11 議案第35号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計予算

○出席議員（10名）

- | | |
|--------------|---------------|
| 1番 星 川 三喜男 君 | 2番 岩 田 利 雄 君 |
| 3番 山 本 得 恵 君 | 4番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 5番 本 多 夕紀江 君 | 6番 藤 田 首 健 君 |
| 7番 石 井 雄 一 君 | 8番 村 山 義 明 君 |
| 9番 宮 崎 安 史 君 | 10番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------|-----------|
| 町 長 | 野 邑 智 雄 君 |
| 助 役 | 矢 部 守 世 君 |
| 教 育 長 | 福 家 義 憲 君 |
| 総 務 課 長 | 安 積 明 君 |
| 総 務 課 参 事 | 小 林 生 吉 君 |
| 総 務 課 参 事 | 遠 藤 義 一 君 |
| 総 務 課 主 幹 | 菊 地 誠 治 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 柴 田 弘 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 奥 村 文 男 君 |

- | | |
|-------------|-----------|
| 保健福祉課参事 | 竹 内 義 博 君 |
| 教 育 次 長 | 石 川 篤 君 |
| 出 納 室 長 | 米 屋 彰 一 君 |
| 天北厚生園長 | 千 葉 辰 雄 君 |
| 天北厚生園次長 | 家 入 隆 君 |
| 国保病院事務長 | 高 井 秀 一 君 |
| 南宗谷消防組合 | 鳥 田 博 君 |
| 中 頓 別 支 署 長 | |
| 自 動 車 学 校 長 | 浅 野 豊 君 |

○職務のため出席した事務局職員

- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 和 田 行 雄 君 |
| 議会事務局書記 | 田 辺 めぐみ 君 |

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君）　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した記事日程第２号のとおりです。

（午前１０時００分）

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君）　日程第１、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

山本さん。

○議会運営委員長（山本得恵君）　おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成１９年第１回中頓別町議会定例会の運営に関し、３月２日及び３月８日に議会運営委員会を開催したので、審査の内容を報告いたします。

１、陳情の取り扱いについて、陳情第２号　特定健診・特定保健指導に関する陳情及び陳情第３号　後期高齢者医療制度の充実を求める陳情は、郵送による陳情であり、いずれも議長預かりとする。

２、議長預かりとなった陳情第３号の趣旨を酌み、意見書が発議されるので、委員会付託を省略し、本会議で審議する。

３、会期中に議員辞職があり、議会運営委員が定数割れを起こした場合は、本来なら速やかに補充すべきであるが、残任期間が残りわずかであること、議長からの諮問事項、所管事務調査の必要性も特になくことから、欠員のままとする。特別委員会についても、同様とする。

本日の議会運営委員会報告は、以上でございます。

○議長（石神忠信君）　これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎平成１８年度教育行政執行方針

○議長（石神忠信君）　続きまして、日程第２、平成１９年度教育行政執行方針を行います。

教育長より発言の申し出がありますので、これを許します。

福家教育長。

○教育長（福家義憲君）　平成１９年第１回中頓別町議会定例会の開会に当たり、中頓別町教育委員会の所管行政に関する主要な方針について申し上げます。

今、我が国においては、変革、混沌、国際競争の時代と言われる中で、我が国が世界に貢献する品格ある文化国家、国際競争力を持つ活力ある国家として発展していくための人間力向上のための教育改革が求められています。

それには、みずからの人生を見詰め、創造性と活力に満ち、新しい時代を切り開き、国際社会を主体的に生きていくことができる心豊かでたくましい人材を育成するための教育を推進していく必要があります。

このため、人格の完成を目指すという教育の目的に向けて「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかでたくましい心身」の調和のとれた育成を初め、各学校の教育目標に沿って地域に根差した創意工夫に富んだ教育の推進、中頓別町の自然や文化、地域の特徴を生かした多様な学習機会の提供や生涯にわたって学ぶことのできる教育諸条件の整備に努めてまいります。

教育の原点は、家庭教育にあります。家庭では家庭生活を見詰め直し、家庭の役割を考え、家庭でのしつけを初め生活のために必要な習慣を身につけさせ、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るなどの家庭教育を促すとともに、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供など家庭教育を支援してまいります。

また、通学路等において児童生徒が犠牲となる悲惨な事件を防止するため、引き続き、不審者情報の共有を初め、通学路の安全点検、警察官などによる防犯教室の開催のほか、町民のボランティアによる「中頓別子ども安全パトロール隊」や「中頓別町ワンワンパトロール隊」などの協力をいただきながら地域ぐるみで児童生徒の安全確保に努めてまいります。

次に、主な施策について申し述べます。

第１は、生涯学習の推進についてであります。

人々は、生涯にわたり生きがいとゆとりを持って充実した豊かな人生を送りたいと願っています。

人生８０年時代の現在、人生を実りある充実したものとするためにも、常に新しい時代に対応できる広い視野を持ち、学び続けながら自分自身を育てていくことが大切です。

また、情報化、国際化、科学技術が高度化し、目覚ましく進歩する現代社会において、絶えず新しい知識や技術を身につけることが必要です。

生涯学習は、人々が生涯にわたって生活や職業、社会的活動、趣味などに関する能力の向上や自己の充実を目指し、一人一人の自発的意思に基づいて学び続けることが基本であり、公的機関による意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、民間が行う多様な教育活動やグループ活動、ボランティア活動などにも積極的に参加する中で行われるものであります。そして、何よりも自分に合った方法を選んで生涯を通じて学ぶことにあります。

その学習の成果が地域社会で認められ、人々や地域社会に役立つことは、大きな喜びとなり新たな学習意欲につながります。

一流の中頓別づくりの推進とあわせ、町民のだれもがあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができるよう、広範囲かつ「生涯学習だより・ホッとな情報通信」などにより学習情報の提供に努めるほか、町民の協力をいただいて策定された「中頓別町まちづくり・生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習活動の推進に努めてまいります。

第２は、学校教育の推進についてであります。児童生徒の興味や関心を高める教育環境をつくり、児童生徒が学ぶ楽しさを感じながら、意欲を持って一人一人がそれぞれの得意の分野を伸ばし、社会で自立していく力を身につけることが極めて大切であります。

このため、学校ではこれまでの知識や技能を身につける教育から、児童生徒の個性や創造

性を重視する教育に重点を置き、教育内容を厳選し、ゆとりの中で児童生徒一人一人の発達段階に応じた指導を行うことにより、児童生徒一人一人に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかでたくましい心身」をはぐくむとともに、地域に開かれた「信頼される学校づくり」に取り組んでまいります。

学力の問題については、読解力の低下や学習意欲、学習習慣の欠如などと言われる中にある、児童生徒が社会の変化の中で主体的に生きていくために必要な基礎・基本を確実に身につけさせ、みずから学び、みずから考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力などの「確かな学力」をはぐくむため、地域の有為な人材を生かした総合的な学習の時間の推進、指導方法工夫改善のための教職員定数加配による教師の確保などのほか、「地域に根ざし、人間性豊かな児童生徒を育てる教育を創造する。」を研究主題に掲げ、研究活動や個に応じた学習指導方法の創造に向けて取り組んでいる中頓別町教育研究会などを支援するとともに、教材研究や学級の環境整備などの授業改善による「分かる授業」の推進に努めてまいります。

また、児童生徒の学力向上のため、小学校と中学校との教師の交流研修による教育指導の充実に努めてまいります。

さらに、国際化が進む中、自国のみならず諸外国の文化を理解し、尊重する精神など広く国際社会を相手に対話し、行動できる能力を育成することが重要視されております。このため、平成19年度も英語指導助手による英語教育を継続してまいります。

豊かな心の育成については、他人を思いやる心や善悪の判断などの規範意識、倫理観と公共心などの豊かな人間性や社会性を児童生徒にはぐくむため、学校、家庭、地域社会が一体となって、道德教育の充実、学校の内外を通じた奉仕・体験活動や読書活動の推進を図ります。

また、家庭や地域教育力向上の観点から地域の大人の協力を得て、各学校で行われる「ふれあい広場」や児童生徒のスポーツ・文化活動を支援してまいります。

児童生徒の健やかでたくましい心身をはぐくむため、体育の一層の充実、運動部活動を推進するとともに、児童生徒が将来にわたって健康に生活していくための望ましい食習慣を形成することが重要となっていることから、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして担う栄養教諭が中頓別小学校に配置されます。今後、学校給食を生きた教材として活用し、学校における食に関する効果的な指導を展開してまいります。

学校給食については、児童生徒の健康、偏食克服や生活習慣病の予防の観点から安全な食材の選定や道産食材の活用など創意工夫を凝らした献立に努めてまいります。また、学校給食の今日的意義を踏まえつつ、望ましい食習慣のあり方を見詰め直す機会として、平成19年度においても保護者の理解を深めながら各学期に、手づくり愛情弁当持参日を設定し、学校と家庭が一体となって食育を推進してまいります。

また、児童生徒の薬物乱用防止教育など学校保健の充実に取り組みます。

信頼される学校づくりを進めるため、学校だよりで学校教育活動などの情報を提供すると

ともに、平成15年度に中心校に導入した学校評議員会議などの意見提言を教育実践や学校経営に生かすほか、学校独自の評価はもとより外部評価を加え、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めてまいります。

＜幼児教育＞についてであります。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期にあります。

基本的な生活習慣を初め、さまざまな体験を通して幼児期にふさわしい知育、体育の発達に努めなければなりません。

そのため、保健センター、保育所、こどもセンターと連携を図りながら平成19年度も引き続きブックスタートや絵本の読み聞かせなどで支援してまいります。

＜特別支援教育＞についてであります。

地域における障害児（者）は、地域住民の深い理解のもとに温かく見守り育てることにあります。

現代医科学技術の成果を取り入れ、LD（学習障害）、ADHD（年齢あるいは発達にふつり合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害）、高機能自閉症などの発達障害を含む障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導により能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加ができるよう障害に配慮しながら適切な特別支援教育を進めてまいります。

また、障害のある児童生徒の教育的ニーズを的確に把握し、柔軟に教育的支援を実施するため、特別支援連携協議会を設置するなどの特別支援教育体制の整備に努めてまいります。

＜へき地・複式教育＞についてであります。

へき地複式教育は、少人数による人間的な触れ合いが期待できるなどの小規模校の特性を生かし、児童生徒一人一人の個性や能力に応じたきめ細かな指導により、基礎・基本を確実に身につける教育活動を展開しております。

特に、地域に存在する産業や歴史、文化のほか、恵まれた自然環境を題材とした総合的な学習の時間では、みずからを律しつつ、他人とともに協調し他人を思いやる心や感動する心をはぐくみ、同時に発表会における表現力を高め、あわせて地域の理解を深める学習として大きな成果が見られます。今後においても、学校の求めに応じて人材や物資の支援をしてまいります。

また、小頓別小・中学校の山村留学制度は16年目を迎え、地域の皆さんの熱意により児童4名、生徒2名が留学の予定となっており、引き続き山村留学への支援をしてまいります。

留学児童・生徒の募集活動や里親として温かく受け入れていただいている地域の皆様のご芳苦に心から感謝とお礼を申し上げます。

＜中頓別農業高等学校への支援＞についてであります。

農業後継者などの多くの人材育成に貢献してきた北海道立中頓別農業高等学校は、平成20年3月で廃校になります。最後の1年間、在校生に対して寮費や帰省などの支援を続けてまいります。

第3は、社会教育の推進についてであります。

家庭や地域社会の変化の中で、地域の連帯感が薄れ、地域社会における人間関係の希薄化が進み、個人が主体的に地域社会のために活動することが少なくなってきたおり、個人が社会とのかかわりが薄らぐ中で、青少年の健全育成など社会が直面する課題に適切に対応することが難しくなってきました。

このような中、みずからの人生を見詰め、余暇活動をより豊かにしたり、互いに支え合う互恵の精神に基づき、ボランティア活動などに参加するために必要な知識や技術などを身につけさせるには、社会教育による学習機会の充実が重要であります。

このようなことから、現在2地区で開設している女性学級や高齢者教室「寿大学」などの充実を図るとともに、それぞれ人の各時期にふさわしい多様な学習活動が推進されるよう努めてまいります。

子供たちの健全育成を図り、豊かな人間性をはぐむ上で地域社会の果たす役割は極めて大きなものがあります。このため、あいさつ子育て運動の支援を初め、チャレンジクラブやふるさと少年教室の開催など、地域の中でさまざまな年齢の人々との交流を通じて社会体験、自然体験など多様な活動が推進されるよう努めてまいります。さらに、夏休み、冬休み期間中に、子供たちを対象に砂金掘り体験や宿泊体験、英語で遊ぶなどの事業を進めてまいります。

また、インターネットの普及やグローバル化に対応するため、コミュニケーション手段としての外国語能力を高める必要があります。このため、平成19年度も英語指導助手による英会話教室を開催してまいります。

文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上で大きな活力となります。

町内の文化協会加盟団体17団体がそれぞれ社会教育施設を利用し、自主的な芸術文化活動を続けており、その活動を推進するとともに子供芸術祭や町民文化祭を開催してまいります。

また、青少年の豊かな情操を養うため、すぐれた芸術家による芸術鑑賞会を平成19年度も開催します。

鍾乳洞及びその周辺については、引き続き自然環境に配慮しながら貴重な文化財としての保護・活用に努めてまいります。

スポーツは、明るく健康で豊かな活力に満ちた地域社会を築いていく上で欠かすことができないものとなっております。

しかし、過疎、少子化による人口の減少や余暇の過ごし方の変化で、スポーツ少年団やスポーツ愛好会などの団体数、団員が減少傾向にあります。

このため、一人でも多くの地域の皆さんがいつでもどこでも身近にスポーツを親しむことができるよう、スポーツ施設の維持管理に努めるほか、スポーツ少年団への支援、少年少女スキー教室や歩くスキー教室の開催など、指導者の協力を得ながら生涯スポーツ社会の実現

に向けて努力してまいります。

また、例年開催しております町民パークゴルフ大会、ソフトボール大会、駅伝大会及びスキー大会など引き続き開催してまいります。

社会教育施設・スポーツ施設の経済的、効率的な活用を図るため、一部施設の管理運営を引き続き指定管理者に行わせるほか、開設期間や利用時間、使用料、利用料について不断の見直しを行います。

第4は、教職員の居住環境の整備についてであります。

充実した教育を支える教職員の居住環境改善のため、昨年度に引き続き、教職員住宅の水洗化を進めてまいります。

以上、平成19年度 of 教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

約60年ぶりに教育基本法が改正され、我が国の教育改革は新たな第一歩を踏み出しました。

中頓別町教育委員会といたしましては、我が国の教育施策の動向を踏まえ、豊かな自然と歴史風土を生かしたさまざまな学習機会の提供、さらには、町民の皆様とともに、子供たち一人一人が心豊かでたくましく生きる力をはぐむことができるよう、教育環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

○議長（石神忠信君） これにて平成19年度教育行政執行方針は終了しました。

◎一般質問

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、一般質問を行います。

今定例会では3名の議員から通告がありました。

順番に発言を許します。

初めに、受け付け番号1番、議席番号7番、石井さん。

○7番（石井雄一君） おはようございます。私は、2点についてお伺いをしたいというふうに思います。

まず、第1点は、一流の、中頓別づくり推進事業について。町民の自主的なまちづくり活動を支援する目的で、平成4年度にまちづくり活動支援事業がスタートし、平成15年度までの12年間でかなりの成果があったと考えています。平成16年度からは、一流の、中頓別づくり推進事業と名称を変えて再スタートを切ったわけですが、なかなか成果が上がっていないように思われます。その原因と今後の利用向上対策をどのように考えているのか、お伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 石井議員さんの一流の、中頓別づくり推進事業について、総務課長に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） それでは、ご答弁申し上げます。

まちづくり活動支援事業をリニューアルして、平成１６年度から再スタートした一流の、中頓別づくり推進事業における補助事業実績は、平成１７年度の甚平寮再現事業、北海道農業者会議事業の２件にとどまっております。町ではこの間、町の広報や旬報でこの制度の周知とともに、事業募集、さらには事業予定者との相談等に努めてきたところであります。今後は、この制度のさらなるＰＲに加え、まちづくり団体等を通じた事業の掘り起こし、事業予定者との相談に努め、制度の有効活用につなげたいと考えております。また、補助限度額や補助対象経費の範囲等についても見直しの方向で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○７番（石井雄一君） この事業は、当初はまちづくり活動支援事業としてスタートして、平成４年から１５年まで、そういう名前で実施してきたわけですが、この間は私がちょっと調べさせてもらった中では事業費は大体２、０００万ぐらい使われているのかなというふうに思うのですけれども、数字が違ったら申しわけありません。それで、１５年度からはまちづくり活動支援事業から一流の、中頓別づくり推進事業として再スタート、リニューアルしてスタートしております。１５年、１６年、１７年、１８年、この間では数十万円ですかね、私の調べたところでは、１８年度はまだ確定されていませんけれども、１６、１７、この間で数十万円しかまだ利用されていないというふうに思うのですけれども、活動されなかった原因というのは事業をやる人がいなかったということにはなるのですけれども、町としては何とか町おこしといいますか、まちづくりのためにやっている事業だと思えます。そういった意味では、なかなか活用されない、そういったことを検証して、利用してもらうようなことにしていくのがやっぱり大事なと思うのです。その辺の原因については、どういうふうに考えているのか。また、今後見直しをして利活用に努めていくということでございますけれども、団体等を通じた事業の掘り起こしとか事業予定者との相談に努めるということでございますけれども、そういったことに具体的に組みたいということですが、言葉で言うほどなかなかうまくいかないかなというふうに思うのです。それで、相当思い切った考え方で取り組んでいかないと、なかなか利用されないかなというふうに思うのですけれども、団体、事業者に向けてでも、その辺のところの思いをお伺いします。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） 原因は、さまざまあると思います。当時、平成４年以降ですけれども、かなりのまちづくり団体等が次々と発足したというか生まれて、さまざまな活動を展開しようではないかということで、実際にまちづくり基金の事業を活用して、そのほか道の補助も活用してやってきたという実態は、私も承知をしております。それから相当時間が経過する中で、そうしたまちづくり活動の団体等も自然と事業あるいは活動が低下してきているという状況は実際にあると思います。なかなか継続した活動になっていないという実態もあろうかと思います。そういった当時の状況を、当時のようなことをどう再現させるかと

いうか、再現するかということについてはなかなか難しい面も実際はあると思います。新たな団体も現実なかなか生まれないという、あるいは誕生しないということもあったりして、難しいかなとは思いますが、いずれにしてもこの間、新しく再スタートした事業の件数は確かに少ないのですけれども、中にはきちっと相談して、これはできないか、あれはできないかという事業の相談についてもないわけではありません。補助実績として少ないのかもしれないですが、そういう動きがなかったわけではありませんから、そういった動きを行政としても見逃さないで、しっかり相談に乗れるところは乗っていきながら、そのことで地域の活性化につながるような事業の実施につながっていくというふうに考えているところでありますし、そのためのＰＲや、あるいは先ほども申し上げましたように補助事業の限度額の問題や、あるいは補助対象経費のことについて現状でいいのかどうか、そこら辺も含めて見直したいという考え方でありまして、そういうことを通じて、この貴重な財源が有効に活用されればというふうに考えているところであります。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○７番（石井雄一君） 確かに、今課長がおっしゃられるようになかなか当初のような勢いがなくなってきたのかなというふうに思うのです。であれば、新たな視点といいますか、取り組みを考えるべきかなというふうに思うのです。私のイメージなのですが、かつて畑作時代にでん粉をつくるためにでん粉工場がずっとあったのです。もちろん人もたくさんいましたし、非常に活気があったのです、子供のころ。ああいうイメージ、そういうふうにならないのかな。今課長も言われましたように、私は、そういうグループがなかなかできなくなったのであれば、地域がありますよね、敏音知とか上頓、小頓とか、そういったところで地域で何かに取り組んでもらうとか、そういった仕掛けも大事なかなというふうに思うのです。そういったことも含めて、商工関係者もいますし、そういったことでもう少し積極的に町の方からしかけていく、私はどうしてもそういう言い方になってしまうのですけれども、しかけて一緒にやっていくということなのだと思いますけれども、そういうことでいかないとなかなかいけないのかなというふうに思うのです。事業費も今１億２、０００万ぐらいですか、残りの金額がありますけれども、この使い方ももう少し思い切った使い方をしたいと思うのです。例えばこのたび小頓別木材で製はし工場を立ち上げましたが、１、０００万とかという金額を助成している形をとっています。だから、そのぐらいの思い切ったことも場合によってはできるというような取り組み。それと、もう一つ、事業の中身について一定程度、地場産業といいますか、私が何でさっきでん粉工場の話をしたかというと、ここは酪農地帯なのです。牛乳を搾っているわけですから、乳製品といいますか、そういったものを地域でつくると。チーズなどは、どこでつくってもいいわけです。だから、そういったことも含めて、もう少し重点的な進め方、そういったことをやってほしいと思うのですけれども、その辺について。

○議長（石神忠信君） 安積総務課長。

○総務課長（安積 明君） お尋ねのことにしっかりお答えできるかどうか、ちょっとわか

りませんが、石井議員のおっしゃることはわかります。熱意としては、わかります。ただ、少なくともやる人方の意思がちゃんとなければ、長続きしないということだと思います。幾ら行政から働きかけて、あるいは仕掛けをしたにしても、そこで長続きできるというか、することができなければ、どうしても一過性のことで終わってしまって、結果どうだったのだろうねという話になりかねない。したがって、ただ単に行政の思いだけで事は進まないということだと思いますし、例えば今おっしゃったでん粉工場一つにしても、地域でしっかり考えて、あるいはそれを実際にやる人がしっかり考えて、それを行政がバックアップするという、資金面でも、あるいは情報面でもバックアップするという、そういう形が一番望ましいのだと思います。そのために、ぜひ石井議員にもお力をいただければというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 質問の方は終わりますけれども、私の意図がよく伝わらなかったようですけれども、お互いに一緒になって取り組んでいきたいというふうな言い方で申し上げたのです。だから、気持ちは地域でもあるのだと思うのです。そこら辺に、せっかくこういうすばらしい事業があるものですから、行政の方もしかけていくような形をとっていただければ、より強力ないい事業になっていくのかなというふうに思うものですから、そういった意味で今後ともよろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、2点目にまいりたいと思います。敏音知小学校と中頓別農業高等学校の跡地の利用についてお伺いしたいと思います。

敏音知小学校の跡地利用については、平成19年度から事業に取り組むということでございますけれども、どういった内容で取り組むのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

また、2点目、中頓別農業高校の跡地利用については、いまだ方向性が決まっていないようでございますけれども、現在までの取り組み状況、また基本的な考え方についてお伺いたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 敏音知小学校と中頓別農業高等学校の跡地の利用について、小林参事に答弁をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） それでは、ご答弁申し上げます。

敏音知小学校施設は、昨年の第3回定例会での質問にお答えしたとおり、自然体験型の生涯学習施設として利用することでさらに検討を進めております。19年度は、そのための調査研究事業として、これまで取り組まれている体験観光や移住促進の事業などと連携し、実際に敏音知小学校に自然学校を開設して、メニューの開発や事業としての採算性の調査などについて取り組みたいというふうに考えております。

中頓別農業高校の施設利活用につきましても、昨年の第3回定例会でお答えしているとおり、協議会として決定した利活用方針に基づいて作業を進めております。現時点では、具体

的な活用方法は明言できませんが、基幹産業である農業の振興や福祉、教育分野での利活用、さらにそれらを組み合わせた利活用形態の可能性についてなど、これまで視察や資料の収集などを行っているということでもあります。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 敏音知小学校の利活用については、自然学校を開設して、調査研究事業として進めたいということなのですからけれども、今考えている具体的な内容について、もう少しお話しできるのであればお話ししていただきたいというふうに思います。

それと、中頓別農業高校の施設の利活用については、以前幾つかお話がございましたけれども、それがなかなかいい方向にいかなかったということでございますけれども、先般武部代議士が来られたときにも、盛んに武部代議士が言っておられましたけれども、中高については大変心配していると、跡地利用についても真剣に考えていきたいというふうに言っていましたので、そういった面の方向の働きかけといいますか、そういったことはやっておられるのかどうか、その辺についてもお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） 敏音知小学校についてでありますけれども、まだ申請の準備の段階でありますけれども、商工会さんの方にご提案を申し上げまして、商工会の方でお受けできる補助事業といたしまして事業の内容について今詰めの作業を行っているところであります。先ほどの答弁とも重なりますけれども、ここ数年観光協会さんを中心といたしまして体験型観光などの取り組みが盛んに行われて、そういうノウハウというか、それも積み上げられてきております。また、昨年からは、移住の促進について町としても住民との実行委員会を設立して、数は少ないですが、実際にいろんな形の滞在の仕方あるいは移住についてご検討いただけるというような方たちとの接点も持つことができてきております。また、国保病院の住友院長が今熱心に森林療法の可能性についてお考えになっておられますので、そういったこととの連携なども含めて、商工会さんを主体として、これからの地域の中で新しい、小規模な事業ではありますけれども、これまでにない新しい商品づくりといいたしまししょうか、観光的な可能性追求と申ししまししょうか、そういったことと連携させながら、一方でこの主題であります地域の特に子供たちのためのいろんな環境学習などができるような、あるいは先ほどの話とも重なりますけれども、町外の都市に生活されておられます団塊の世代などとの交流、そういったようなことも視野に入れた事業を組み立てながら、その中に行政に依存しないで、ある程度採算性を持って自立していけるようなビジネスの仕組みみたいなものがつくっていけないだろうか、そういったようなことを1年間をかけて検証して、それ以降の事業につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

それと、2点目の農業高校の関係につきましては、お話ありました代議士に対しましても、昨年も町長から要請をさせていただいておりますし、秘書の方を通じてですが、あらゆる協力を惜しまないというようなお話をいただいております。ただ、それにつきましても、基本的には町の考え方をしっかり持つてというのが前提となっております。まず、そこ

のところをしっかりと固めてから、そういったような政治的な働きかけというようなこともお願いして、事業を進めていくことになるのかなというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） 敏音知小学校のことについては、大体お話はわかりました。それで、実際やるとすれば4月以降になるのかなというふうには思うのですが、その中で観光協会と連携してやっていくということでございますけれども、例えばその人材といいますか、人なんかはどなたが担当するとか、そういったことは考えておられるのでしょうか。その点について1点だけお伺いしたいと思います。

それから、中農高の利用については、ただいままだはっきりと方向性が決まっていないということでございましたけれども、以前に、天北厚生園がことしから法人化します。その後で、今度は施設もこちらの方で、町の方でやっていきたいというふうなお話もあったと思うのですが、その辺のところでは施設跡地を利用するというお話もあったかに思うのですが、その点はどういうふうになったのか、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） 1点目の敏音知小学校につきましては、石井議員ご指摘のとおり、この手の施設を運営していくときには特に人材の確保というのが一番大きな重要なポイントだというふうに認識しております。この事業を進めていくに当たっては、観光協会さんもそうですし、町内にはありませんけれども、北海道の中にはこういう自然学校をやられたり体験型の観光事業に取り組まれているようなNPOとかというような組織もございまして、こういったところとの連携を進めていかなければ成り立たないかなというふうに考えております。いずれにしても、今すぐどういう人材がいるからということで、その方を想定しているということではありません。この事業が終わった後に、これらを運営していくノウハウというか、そういうものと人が地域に残るような仕組みにはしなければいけないというような考え方で人材の問題についても考えていきたいというふうに思っております。

それと、農業高校の利活用の中での天北厚生園の利用ということについてでございますが、これにつきましては施設全部をすべて天北厚生園というようなことには恐らくならないのかなというふうには思いますが、施設の一部について天北厚生園が利用できるかどうかというような可能性については一応内部的には検討はしておりますが、ただあくまでできるかどうかということでありまして、するかしないかという問題についてはまた別途検討が必要だというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 石井さん。

○7番（石井雄一君） これで私の任期最後の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（石神忠信君） これにて石井さんの一般質問は終了しました。

続きまして、受け付け番号2番、議席番号5番、本多さん。

○5番（本多夕紀江君） 1点について質問をいたします。

障害者控除の拡充についてです。税制改革のもとでさまざまな控除の廃止、縮減が行われ、サラリーマン、中小零細業者、農家、年金生活者など、あらゆる階層の人々に深刻な負担増をもたらしています。このような中で、税金の控除や減免の制度を知らせ、活用してもらうことは多くの高齢者本人や家族にとって生活の助けになります。所得税法施行令第10条は、障害者の範囲を精神または身体に障害のある65歳以上の者で市町村長の認定を受けている者としています。このことから、道内外で障害者控除対象者認定書を発行し、要介護認定を受けている人に障害者控除が適用されるようにしている自治体が多々あります。本町も要介護認定で障害者控除対象者認定書を発行し、住民の負担軽減を図る考えはないか伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 本多議員さんの障害者控除の拡充について、遠藤参事に答弁をいた

させます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課参事。

○総務課参事（遠藤義一君） それでは、私の方からご答弁をさせていただきます。

所得税法に定められている障害者の規定は、承知のとおり所得税法施行令第10条であり、所得税法で定められているもの以外を障害者とすることはできないものと考えております。ご指摘の所得税法施行令第10条第1項第7号の規定でいう前各号に掲げる者のほか、精神または身体に障害がある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が第1号または第3号に掲げる者に準ずる者として、市町村長または、中略、の認定を受けている者との対象者の範囲については、要介護認定者を画一的に対象とするべきとの考え方は国税庁では示しておりませんし、所得税法でも具体的に要介護認定者を含めることは示しておりませんので、今後要介護認定者の障害者控除対象とすべき取り扱いについて、関係部署と十分協議をし、対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） ただいま答弁がありましたけれども、再質問をさせていただきます。

2点について伺います。対象の範囲については、要介護認定者を画一的に対象とすべきとの考え方は国税庁では示していない。また、所得税法上でも具体的に要介護認定者を含めることは示しておりませんとのことですけれども、もちろん私も要介護認定者を画一的に対象とすべきとは考えておりません。しかし、2002年8月に厚生労働省から各都道府県あてに出された高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取り扱いについてという事務連絡では、市町村長の認定の基準、具体的な認定の方法がその中に示されております。その中で、要介護認定に係る情報等を参考にすることも考えられるとあります。そして、このほかにも、認定方法の例が示されていますけれども、その例のほかにも、これらは一例で、認定の方法については市町村であらかじめ方法を決めておくことが適当と考えられますとも明記されています。ですから、やはり要介護認定者は画一的とはいかないでしょうが、認定書を発行して

いただいて、障害者控除の適用を受けられると思いますが、いかがでしょうか。なお、この事務連絡の内容については、国税庁、総務省当局の了解済みとなっています。

2点目ですけれども、要介護認定者の障害者控除対象とすべき取り扱いについて、関係部署と十分協議をし、対応するということは、認定書の発行に向けて対応するということでしょうか。また、協議の内容は、主にどういうことなのでしょう。

以上の2点を伺います。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課参事。

○総務課参事（遠藤義一君） まず、1点目の要介護認定者を認定することに関しては、平成14年8月1日に出ている厚生労働省から出された事務連絡の中に規定されているということのお話ですが、私どもの方もその内容については確認をさせていただいております。この中でもご存じのとおり記載されておりますが、具体的な認定方法の例として挙げられている中に、申請者の障害の程度あるいは寝たきり老人である者に関する調査等について個別に確認することが必要だというふうに言われておりますし、その内容としても医師の診断あるいは職員の調査等がその中に含まれるというふうにも記載されております。今本多議員さんから言われたとおり、認定の方法については市町村であらかじめ方法を定めておくことが適当だという考え方ですが、これにつきましても事務連絡にはそのとおり記載されておりますので、私どもといたしましては先ほど答弁させていただいたように、今回の関係部署と十分協議をしていくという、この内容の中にはこの辺についても十分含まれているというふうに考えていただいてよろしいかというふうに思います。当然今の段階で、私どもとしては要介護認定者に対する障害者控除に取り組むべき中身というか、規定がありませんので、その内容について今後適用するとすれば、その内容をきちんと整理をしてお示しをするということになるかというふうに思います。

それから、二つ目のご質問の中にありました協議内容のことについてでありますけれども、このことにつきましては認定する、認定しないということだけではなく、認定となった場合、町民税の取り扱いに関する歳入の取り扱いに関する面も当然かわってきますので、そういった面も含めて総体的に考えていくということで考えていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） どういうふうにとらえていいのかわからなかったのですが、私としては今の答弁からは認定書の発行に向けて努力をするというふうに受けとめてよろしいかなと思います。実際に道内の自治体で、この認定書交付事務の取り扱い要綱を定めて実施している市町村もあったりするわけです。例えば名寄市では、認定の方法については介護保険における要介護認定の介護度をもって、特別障害者に準ずる者または障害者に準ずる者として機械的に認定を行うことのないようにする。それから、介護保険における要介護認定に係る調査等により確認が可能な場合は、これにより認定することができるものとするとして定めております。また、本別町でも、認定の方法について介護保険の資料を参考資料として

利用することができるというふうに定めております。一連の税制改革や医療制度改革で、高齢者やその家族の負担は大変重いものになっています。ほかの自治体で行われていることが中頓別町ではやれないということはないと思いますので、ぜひ認定書を発行するということを前向きな姿勢で検討していただきたいと思います。

2002年8月の事務連絡、介護保険法が施行されて間もなく出されている事務連絡ですけれども、障害の程度が同程度である者については同じ税制上の障害者控除の取り扱いとすることが公平と考えられる。障害者手帳を有している者と有していない者の取り扱いで不公平が生じないように、認定を行うことが必要と考えられますというふうに明記されています。ですから、やはり認定をすることは国も必要であると認めているわけですから、ぜひ行う方向でなければならないと思います。そして、そういう制度があるということを住民にお知らせして、活用してもらうべきだと思います。先ほど住民税の収入に影響するというようなお話もあったのですが、認定書の発行ということに当たっては、これには特別な財源は必要ないと思うので、住民の視点とか住民の立場に立って、まず考えていただきたいと思います。この事務連絡が都道府県におかれては管内市町村への周知をお願いいたしますとされているところを見ますと、今から4年以上も前に役場にはこの情報もたらされているものだと思います。速やかにこういう制度もありますということを住民に知らせるべきだったのではないかと思います。もう一つは、国会の答弁などで明らかになっていると思いますけれども、この制度、認定書の発行ですけれども、5年間さかのぼって控除を受けられるという答弁がたしかあったと思いますので、その点についてもよく調べられて、条件が整えば、これも適用されるということで周知していただきたいと思います。この控除があるかないかで、高齢者や家族にとっては住民税が課税または非課税になる方もおられると思います。課税、非課税の違いによって、国保税、介護保険料、福祉施設の利用料等にも影響が大きく及ぶわけです。高齢者本人はもとより、家族にとっても大変切実な問題になってくると思います。負担は、今後住民の負担はふえていく一方なので、それを軽減できる制度があれば積極的に知らせて、住民に活用してもらうべきではないかと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

まず、基本的には、所得税の控除等については国が定めて、それを実施するのが私は基本でないかと、このように考えております。そういう意味では、要介護認定者の認定書を出すのは町村長に委託をしているというか、町村長に指示をしているというのか、その辺は定かではありませんけれども、しかしながら私どもも関係部署と十分協議をしなければならない大きな問題かなと思います。今本多議員さんから話がありましたように、高齢者の方々については負担増、私も十分認識しております。軽減をしてあげたいなど、そういう気持ちもあります。しかしながら、これをするによって、全国の今1,800ある自治体が全部やっているわけではありません。そういう意味からすると、中頓別町もこれを率先してやるというぐらいの財政的な余裕があるのかというと、私はないのでないかなと思います。本多議

員さんご承知のとおり、毎年毎年積立金を取り崩して収支のバランスをとっている状況でありますから、これをやって町民税が減少していく、下がっていくということになると、違う面での負担を町民に求めていかなければならない。そういうことも調査研究をしてみないとならないだろうと思います。そういう意味で、総合的にこの問題について関係部署が十分協議をして、どういう方向でいくのがいいのかと、もう少し研究をしてみないと答えをすることができないのでないかと、私はそう思います。そういう意味も含めて、もうしばらく関係部署で協議をした中で、また私の方とも十分協議をして、この問題についてどう対応していくのかと、こういうことを最終的には決めていく必要があるのかなと、そういう考え方を持っておりますので、今現在ここでこうする、ああするという答えはちょっとできないと、そういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○5番（本多夕紀江君） いろいろ総合的に検討されるということですが、ぜひ認定書の発行に向けて努力をしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（石神忠信君） これにて本多さんの質問は終了いたしました。

ここで11時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

一般質問を続けます。

受け付け番号3番、議席番号4番、柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 私は、特別職について、それから町村合併について、国保病院の運営について、3点についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目ですが、特別職についてお伺いしたいと思います。町長は、昨年の9月の定例会で体調の不良を主な理由として不出馬表明をされましたが、その後体調も回復されたようで、また多数の町民による続投の申し入れ等もあったように聞いておりますが、今年2月に入りまして、新聞等で4月の選挙に立起することを表明されました。もし次期町政を担当された場合、助役、これからは副町長という呼び名になろうかと思いますが、副町長、教育長の特別職を置かれるつもりか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 柳澤議員さんの特別職について、私からお答えをいたします。

私が町政を執行する基本姿勢でありますけれども、まちづくりの主人公は町民であると、このような考えから、平成17年度に町民主体による中長期の行財政運営計画策定委員会を組織をいたしまして、中長期行財政運営計画の策定をお願いをいたしましたところであります。

その結果、中長期の行財政運営計画に関する最終報告書を昨年の3月に答申をいただき、その中で助役の廃止、教育長の位置づけの見直しを検討とされているところでありますから、仮定の話でありますけれども、私が次期町政を担当させていただくことになれば、中長期行財政運営計画に沿って、助役、副町長は欠員とし、教育長については制度上廃止や非常勤化は困難でありますけれども、位置づけの見直し等を検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） ただいまの答弁について、再度お聞きしたいと思います。副町長は欠員とするということですが、町長職というのは大変多忙な職務だというふうに私は認識しております。役場庁舎を離れなければならないとき、あるいは庁舎のみならず町を離れなければならない、当然道に赴く機会も多いでしょうし、上京する機会も多々あるのかなというふうに判断します。町長が庁舎をあげたときにかわる役場内、庁舎内での責任ある立場、これが今まで町長にかわって行ってきた助役、副町長だというふうに思います。町長が町をあげたときに、では町長にかわって対応することがどういう形において町長が不在のときに対応するような手法をとるのか、だれもいないということには私はならないのではないかなと思いますので、その対応等についてまず1点お聞きしたい。

それから、教育長についてですが、位置づけの見直しというのはどういう位置づけにするかというのが一番ポイントになろうことかなと思います。それで、廃止や非常勤は困難だと、制度上困難だということなのですが、ならばその位置づけというものをどういうふうに検討していくのか。広域的に教育委員会を置いてもいいのでないかというような話もありますし、あるいは一日びっしりいなくてもいいのでないかというような話もありますし、そこら辺具体的に例えばこういうような手法もある、こういう方法もあるというものがあつたら、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 前段の質問でありますけれども、町長が不在のときに、今までは助役がその対応をしていた。当然そういう形をとっていたわけでありますが、助役を欠員にするということになれば、町長の仕事につきましてもそれぞれの担当課長の所属の仕事を町長、助役が担ってきているわけでありまして、それぞれの課長等について、もう少し責任を持って仕事をやってもらおうと、こういう形に当分の間はなろうかなと思います。

また、後段の問題については、私はこれは法律的にできる、できないということはまだ調べておりませんが、その辺も含めて将来町の職員がもう少し減少した場合については教育委員会も庁舎の方に入ってもらおう。そして、教育長については、今お話ししたとおり法的にできるかどうかわかりませんが、副町長の事務取扱を命ずる。そして、副町長の業務について、責任の問題だとかいろんな問題がありますけれども、そういうものも含めて調査研究をしながら、できることになれば、そういうような仕組みも考えてみたいと思います。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） わかりました。

それでは、続いて2点目の町村合併についてお伺いしたいと思います。本町は、浜頓別町、猿払村との合併協議が破綻しまして、現在自立の道を歩んでいるところでありますが、今後国や道から合併推進へ向けての施策あるいは指導等があるものと考えられます。町村合併について、現在どのような所見をお持ちかお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 町村合併についてお答えをいたします。

2005年4月から5年間の時限立法として、市町村の合併の特例等に関する法律が施行されました。総務大臣が定める基本指針に基づき、都道府県知事が合併を推進する構想を定めることができるようになり、北海道も2006年7月に北海道市町村合併推進構想を決定し、公表いたしました。その中で本町は浜頓別町と枝幸町との組み合わせになっているのは、ご承知のとおりであります。今後は、道として構想に基づき、5年間の時限の中で自主的な合併を推進するため必要な役割を果たしていくと言われております。このような状況の中でありますけれども、私個人は当分の間、合併の協議に入る環境には中頓別町はないだろうと、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） ただいまの答弁で合併の協議に入る環境にないという答弁でありますが、特に言葉の揚げ足をとるつもりはないのですけれども、町民がこれを聞いたときに、そうしたら合併ということも視野に入っているのかなというようなとらえ方もできるのかなというふうに思います。合併の協議に入る環境にないということであれば、環境がそろったら合併協議に入るのかというような、先ほども申し上げたとおり揚げ足をとるつもりはないのですけれども、その点はもう少し具体的に示していただいた方が町長が合併そのものに対してどういうスタンスでいるのかというのがわかりやすくなるのかなと思いますので、環境にないという何点かがあると思うのです。こういうところが問題となるだろうと、合併協議に入るためにはこういうところが問題になるだろうというような点が何点かあるかと思いますが、もしその点についてお考えがあればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点は、新枝幸町、歌登と枝幸町が2006年3月に合併をいたしました。枝幸町さんとしては、その合併がまだまだ整理ついていないだろうと私は思います。新しい町になって、歌登町との整合性を図りながら一つの町にするには、恐らく1年や2年では私は難しいだろうと、こういうふうに思います。そういう面からすると、私は合併というのは例を挙げますと、中頓別がしたいと言っても、相手が難しいよという環境になれば、これは合併は進まない、そう思います。また、もう一つは、中頓別町、今年年度的には収支赤字であり

ます。そういうような町がもしか環境が整って枝幸町さんに合併してくれないかと言ったときに、赤字の町と合併するということは、これは相手がかなりの決断が要ることではないかなと思います。そして、中頓別が赤字のまんまもしか合併をした場合には、私は中頓別にあるいろんなものがなくなってしまう可能性が非常に高いだろうと、そう思います。そういう意味では、私は今ここ当分の間は、やはり町の行財政改革を進めて黒字にしていくと、そういう方向性になって、それから合併のような話が出るのでなかろうかなと思いますから、私は当分の間そういう環境にないと、こういうお答えをしたところであります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 了解いたしました。

それでは、続いて3点目についてお伺いしたいと思います。国保病院の運営についてであります。自治体病院の運営についてはいずれの市町村においても非常に厳しい状況にあり、本町の国保病院も、12月末の所管事務調査の時点の数字であります。その時点での見込みとして約1億400万程度の欠損金、不採算運営費が見込まれておりましたが、今後この病院等についてどのように運営されていくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 国保病院の運営についてお答えをいたします。

自治体病院の運営は、ご承知のとおり医師、看護師などの確保並びに医療法、診療報酬等の基準など、1町村では解決のできない問題も多くあります。このような状況の中にあって、当国保病院は医師など最低の人員は確保できていますので、中頓別町の地域事情から国保病院として今後も運営を続けていきたい、このように考えております。しかし、昨年の診療報酬の改定で収支の悪化が進み、このような状態が続けば中頓別町自体が赤字団体に転落することも予想されることから、今後は病院の管理経費の削減に最大限努めながら収入の確保に努めてまいり所存でございます。また、1町村だけでは解決できませんので、北海道町村会に働きかけて、入院管理料の減収に対して特別交付税の措置または制度の見直しなどの実現を図るように努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 昨年の診療報酬の改定というのが大変大きな赤字を増大させる要因に確かになっておるわけでありまして、ただいま答弁がございましたけれども、北海道町村会に働きかけて制度の見直し等を図っていききたいという答弁でございますが、まず北海道町村会の動きというのがどのように動いているのか、新聞報道等ではこれが活発に国等に働きかけているというような報道も見られませんので、町村会等の動きがどのような状況にあるのか、その点をまずお伺いしたいと思います。

それから、町長は以前から、当町のように長寿園、厚生園等を抱えている町としては診療所にするということは大変難しいという答弁を今までされております。私もベッド数が19床になる診療所というのは、長寿園、厚生園を抱えている当町としてはかなり難しいことだろうというふうには思いますが、果たして赤字を当町としてどこまで耐えられるかというのが

これからの問題になろうかなというふうに思います。再度、診療所という選択肢を現在町長として持っておられるのかどうか、あるいは中堅病院等をつくってというような構想もあって、そういう点において近隣町村の病院との連携というような、宗谷全域とはならないだろうけれども、少なくとも宗谷南部の医療という点で、近隣町村との話し合いなり連携というものがあるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） まず、町村会の動きでありますけれども、北海道町村会自体は、この診療報酬の改定について改善をしてほしいという要望は昨年度からやっておりますけれども、1町村会での動きだけでは厚生労働省の考え方を变えるというのはなかなか難しいだろうと思います。そういう意味では、今後は北海道町村会に、全国町村会に働きかけて何とかそういう方向で頑張っていただくようにお話をしてみたいなと思いますし、また病院開設者協議会、会長さんが奈井江の北町長でありますけれども、北町長さんが先頭に立って、病院の開設者協議会としても診療報酬の改定について改善を申し上げているところであります、そちらの方は結構でかい病院、7対1の基準看護の改正を進めているみたいでありますけれども、私どもはまだまだ基準の下で50床前後の病院に対する診療報酬の改定を強力に働きかけていく必要があるのかなと、このように思います。

また、2点目の問題でありますけれども、病床というのですか、病院と診療所の関係でありますけれども、今18年度のお話を申し上げますけれども、うちの病院は国から交付税で8,092万5,000円いただいております。これを19床の診療所にすると、3,179万9,000円。約4,900万円交付税が減少します、19床の診療所にしますと。また、診療所にしますと、入院の基本料、これが下がります。端的に言いますと、7日から14日までは病院としては875点でありますけれども、診療所にすると7日までは810点、8日から14日になると660点と215点も下がるという現実があります。こういう面で行くと、診療所にすることによって経費が削減が一定程度されたとしても、かなり大きなマイナスになるだろうと、そういうことが予想されるので、私は今現在病院として頑張るよりしょうがないだろうと思います。また、病院として頑張る一つの大きな理由は、11月ぐらいから入院患者が大体30名前後います。その3分の2が長寿園の利用者であります。20名前後います。診療所にして19床にすると、長寿園の患者さんだけ受け入れることもできなくなる、というような実態であります。また、浜頓別の病院は、今36床しかありません。私今月話聞きますと、36人、満杯であります。そういうことからすると、中頓の町民の人が中頓で入院できなくなって浜頓に入院しようとしても、なかなか難しい状況にあると。そういうものを総合的に判断をすると、やはり病院で頑張るよりしょうがないだろうと。そして、病院でも収支を改善してもらうことは当然でありますけれども、町も行財政改革を進めて、何とか黒字にして病院の赤字補てんをしていくと、そういうような仕組みで病院を存続をしていくということが今一番私どもにできる方法であります。ましてや、先ほど申し上げたとおり、それに加えて町村会等に働きかけて、診療報酬の改定だとか、そういうも

のに努力をしていくと、こういうようなことが考えられるのでなからうかなと。そういうことでご理解を賜ればと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 1点、中堅病院という位置づけ、こちら辺でいうと妥当なところとすれば枝幸というような、これ道の構想が何かに多分あったのでないかと思うのですが、そういう点での動きというのは現在ないというふうに判断してよろしいのか、その点だけお伺いします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 今北海道自体が病院の広域化という構想を策定中であります。恐らくことしの7月か8月ぐらいまでにその構想案が出ると、こういうように聞いております。どういう中身になるかはちょっとわかりませんが、そういうことが一つ考えられます。ただ、強制力があるのかないのかということについては、私どもはまだ定かではありませんけれども、もう一つは今新枝幸町が歌登の病院をどうするかと、ことしじゅうに一つの検討課題として上がっているみたいでありますから、その辺も考え合わせる必要があるのかなと思います。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○4番（柳澤雅宏君） 以上で質問を終わります。

○議長（石神忠信君） 以上で一般質問は全部終了しました。

一般質問が終わりましたので、これで議場からのテレビ中継を終了させていただきます。

◎議案第28号～議案第35号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第4、議案第28号 平成19年度中頓別町一般会計予算、日程第5、議案第29号 平成19年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算、日程第6、議案第30号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算、日程第7、議案第31号 平成19年度中頓別町老人保健事業特別会計予算、日程第8、議案第32号 平成19年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算、日程第9、議案第33号 平成19年度中頓別町水道事業特別会計予算、日程第10、議案第34号 平成19年度中頓別町下水道事業特別会計予算、日程第11、議案第35号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計予算の件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第28号 平成19年度中頓別町一般会計予算外7会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 平成19年度中頓別町一般会計予算外7会計予算については、議

員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。
お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託した議案第２８号 平成１９年度中頓別町一般会計予算外７会計予算については、会議規則第４６条第１項の規定により、今定例会の会期である３月１４日までに審査を終了するように期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第２８号 平成１９年度中頓別町一般会計予算外７会計予算については、今定例会の会期である３月１４日までに審査を終了するように期限をつけることに決しました。
お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託した議案第２８号 平成１９年度中頓別町一般会計予算外７会計予算に対する提出者の提案理由の説明については、会議規則第３９条第２項の規定により省略をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第２８号 平成１９年度中頓別町一般会計予算外７会計予算に対する提出者の提案理由の説明については、省略することに決しました。
予算審査特別委員会開催のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前１１時３９分
再開 午前１１時４６分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（石神忠信君） これで本日の日程はすべて終了しました。
本日はこれで散会いたします。
きょうは、サンデー議会にもかかわりませず、議員各位あるいは町長初め幹部職員の皆さんにはご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。
ご苦労さまです。

（午前１１時４７分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員